

【別添2】

## プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションの実施に当たっては、実施要領及び仕様書の定めによるほか、次の要領によること。

### 1 実施日

令和8年8月4日（火）（予定）

### 2 会場

〒361-0038 埼玉県行田市大字前谷1番地1 行田市水道庁舎（予定）

### 3 出席者

- (1) 出席者は4名以内とし、配置予定の管理技術者（以下「管理技術者」という。）を含めること。
- (2) プレゼンテーション出席者報告書（様式第9号）に記載されている者が出席すること。ただし、プレゼンテーション出席者報告書の提出後に、病気、死亡、退職等のやむを得ない事由により出席者を変更する必要がある場合は、速やかに行田市水道事業へ連絡し、指示を仰ぐこと。

### 4 使用機材等

- (1) 会場で使用する机及び椅子は、行田市水道事業が用意する。
- (2) プレゼンテーションに必要な機材等（インターネット回線を含む。）は、全て参加者が持参すること。ただし、大型液晶ディスプレイ（55型）については、行田市水道事業が用意したものを使用することができる。

### 5 設営準備

出席者は、プレゼンテーションの開始15分前から会場へ入場し、設営準備をすることができる。

## 6 説明

- (1) 持ち時間は30分以内とする。
- (2) 提出した企画提案書に基づいて、持ち時間の範囲内で説明すること。
- (3) システムのデモンストレーションは、持ち時間の範囲内であれば可能とする。
- (4) 説明は、原則として管理技術者が行うこと。ただし、他の出席者が管理技術者の説明を補助することは可能とする。

## 7 質疑応答

- (1) 説明の後に、10分程度の質疑応答を行う。ただし、質疑の量及び内容によっては、質疑応答の時間が多少延長される場合がある。
- (2) 質疑応答の時間は、説明の持ち時間には含まれない。
- (3) 回答は、原則として管理技術者が行うこと。ただし、他の出席者が管理技術者の回答を補助することは可能とする。

## 8 その他注意事項

- (1) プレゼンテーション当日の追加資料の配布は認めない。
- (2) プレゼンテーションの日時、会場等の詳細については、プレゼンテーションを実施する参加者が決定次第、当該参加者へ電子メールにより通知する。